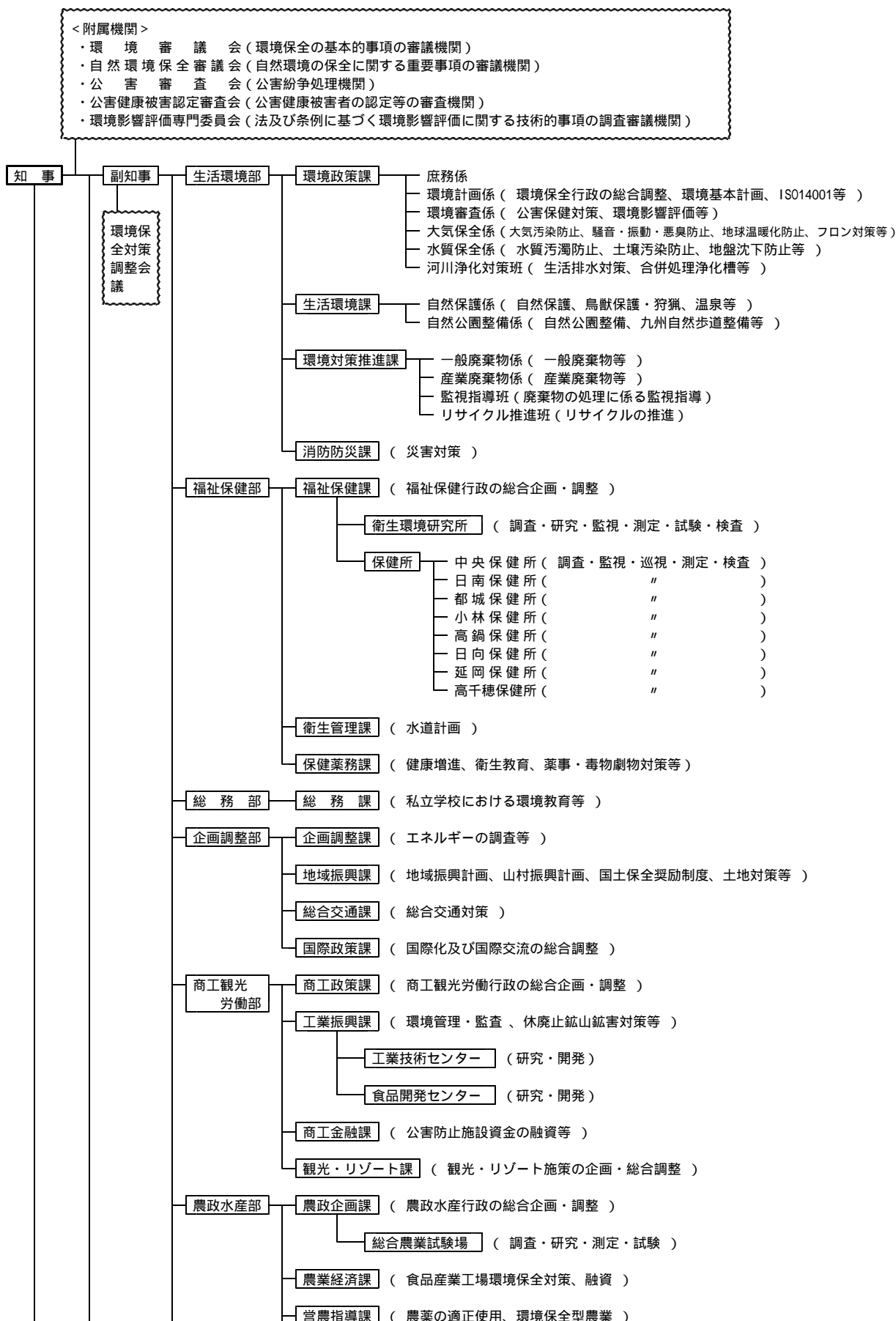
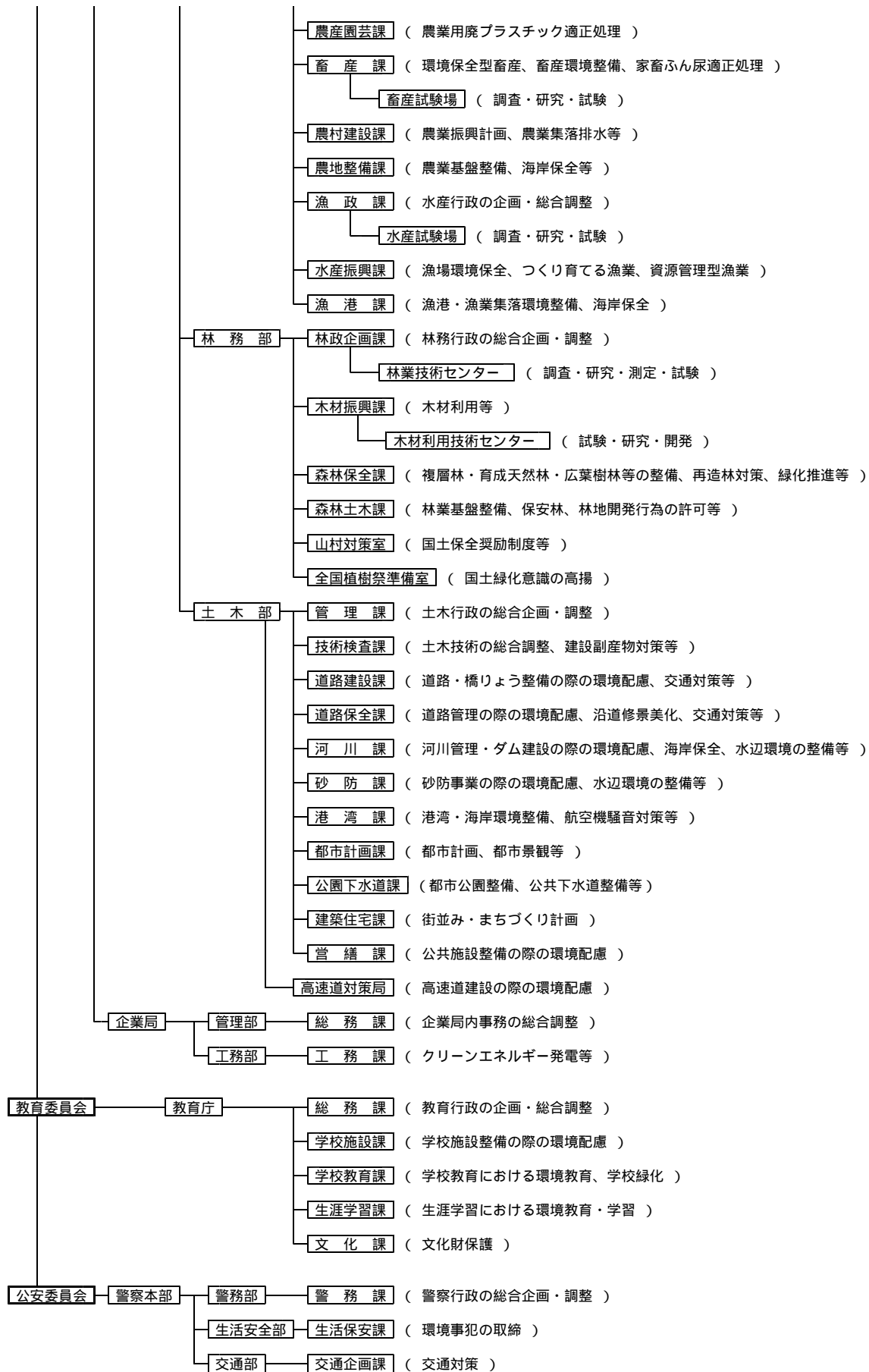


1 環境関係行政組織

(1) 県の環境関係行政組織

(平成14年4月1日現在)





宮 崎 県 環 境 審 議 会 委 員

(順不同・敬称略、平成14年12月16日現在)

区分	氏 名	職 名 等	備考
学識経験者	北尾 忠利	元 宮崎大学農学部教授	会 長
	玉井 理	宮崎大学農学部名誉教授	会長代理
	木島 剛	宮崎大学工学部教授	
	中尾 登志雄	宮崎大学農学部教授	
	村田 寿	宮崎大学農学部教授	
	和田 明彦	宮崎医科大学教授	
	田代 裕子	宮崎産業経営大学経営学部教授	
	池田 裕明	宮崎産業経営大学法学部助教授	
	大迫 敏輝	弁護士	
	土井 裕子	河川学習館リバーパル五ヶ瀬川館長	
	隈部 智代	消費生活アドバイザー	
	蒲生 芳子	大淀川環境基金実行委員会事務局長	
	南 涼子	環境カウンセラー(環境省所管)	
	猪崎 悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	
	甲斐 カズ子	宮崎県地域婦人連絡協議会長	
	和田 綾	宮崎県青年団協議会常任理事	
	安元 喜久子	宮崎県生活学校連絡協議会会長	
	早稲田 芳男	宮崎県医師会常任理事	
	三好 正二	宮崎日日新聞論説委員会委員長	
	湯川 美智子	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	
	岩切 達郎	宮崎県商工会議所連合会会頭	
	中村 眞澄	宮崎県農業協同組合中央会会長	
	丸山 英満	宮崎県漁業協同組合連合会代表理事会長	
田爪 弥栄	宮崎県林業研究グループ連絡協議会会長		
鳥飼 謙二	県議会厚生常任委員会委員長		
関係行政 機関	日野 光幸	西都市長	市長会代表
	長瀬 道大	野尻町長	町村会代表
	児嶋 峯男	海上保安庁油津海上保安部長	
	轉馬 潤	九州地方整備局宮崎工事事務所長	
	大石 敏彦	環境省九州地区環境対策調査官事務所長	

* 委員の任期： 平成14年8月1日～平成16年7月31日

宮崎県公害審査会委員

平成14年9月20日現在

所属・役職等	氏名	備考
弁護士	殿所 哲	会長
弁護士	内田 繁俊	
弁護士	岩佐 郁子	
宮崎医科大学名誉教授	常俊 義三	
宮崎県医師会理事	小玉 徳信	
宮崎大学工学部教授	丸山 俊朗	
宮崎大学工学部教授	菊地 正憲	
宮崎大学工学部教授	原田 隆典	
宮崎県教育委員	阪衛 睦子	

(任期 平成12年11月1日 ~ 平成15年10月31日)

宮崎県公害健康被害認定審査会委員

平成14年12月1日現在

氏名	所属・職	専門
出盛 允啓	元宮崎医科大学助教授 青木皮膚外科医院医師	皮膚科
大井 長和	宮崎医科大学助教授	神経内科
小田 眞道	医療法人社団道仁会 小田内科循環器科院長	内科
河野 雅行	河野整形外科院長	整形外科
菊池 郁夫	県立宮崎病院医療情報科部長兼内科医長	内科
常俊 義三 (会長)	宮崎医科大学名誉教授 労働福祉事業団 宮崎産業保健推進センター所長 県立看護大学客員教授	公衆衛生
東野 哲也	宮崎医科大学助教授	耳鼻咽喉科
富永 正一	富永法律特許事務所	法律
直井 信久	宮崎医科大学教授	眼科
渡邊 紘光	渡邊紘光法律事務所	法律

宮崎県自然環境保全審議会委員

平成15年1月10日現在

氏名	職名等	任期	所属部会			
			自然	鳥獣	温泉	沿道
新井正久	環境省九州地区自然保護事務所長	15.7.31				
猪崎悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	15.7.31				
伊藤五恵	陶芸作家	15.7.31				
岩切正憲	宮崎県教育長	15.7.31				
岩本俊孝	宮崎大学教育文化学部教授	15.7.31				
植野章一	北郷町長	16.3.31				
太田次男	宮崎県警察本部生活安全部長	15.7.31				
落合兼俊	宮崎県町村会会長・清武町長	15.7.31				
甲斐カズ子	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	15.7.31				
金子弘二	放送大学宮崎学習センター所長	16.6.30				
亀井俊水	九州森林管理局長	15.7.31				
北川義男	南九州大学園芸学部教授	15.7.31				
黒木忍	宮崎産業経営大学教授	16.3.31				
黒木嘉久	宮崎大学農学部名誉教授	15.7.31				
白尾国興	宮崎県歯科医師会会長	16.3.31				
鈴木泉	宮崎県衛生環境研究所長	16.3.31				
津村重光	宮崎県市長会会長・宮崎市長	15.7.31				
鳥飼謙二	宮崎県議会厚生常任委員会委員長	16.3.31				
中島勝美	宮崎県観光協会会長	15.7.31				
中武英雄	宮崎県森林組合連合会会長	15.7.31				
中村眞澄	宮崎県農業協同組合中央会会長	15.7.31				
宮崎道公	えびの市長	16.3.31				
米良安昭	宮崎県猟友会会長	15.7.31				
八ツ橋寛子	宮崎大学教育文化学部助教授	15.7.31				
山内博利	宮崎県工業技術センター総務部長	16.3.31				
25名			11名	8名	8名	5名

は部会長

宮崎県環境影響評価専門委員会委員 (H14年 4月 1日現在)

氏 名	現 職	備 考
にし あきら 西 亮	宮崎環境エネルギー開発協会理事長	大気汚染・悪臭
はらだ たかのり 原田 隆典	宮崎大学工学部教授	騒音・振動
むらた ひさし 村田 寿	宮崎大学農学部教授	水質汚濁
かねこ こうじ 金子 弘二	放送大学宮崎学習センター長	地形・地質
たまい まこと 玉井 理	宮崎大学農学部名誉教授	土壌汚染
なかしま よしと 中島 義人	宮崎自然環境調査研究会代表	動物
かわの こうぞう 河野 耕三	宮崎農業高等学校教諭	植 物
きたがわ よしお 北川 義男	南九州大学園芸学部教授	景 観
いざき えつこ 猪崎 悦子	日本野鳥の会宮崎支部幹事	触れ合いの活動の場

は会長、 は副会長

(2) 市町村の環境関係行政組織(平成14年4月1日現在)

部 門 市町村	環 境 一 般	公 害	廃 棄 物	自 然 保 護
宮 崎 市	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課 環 境 業 務 課	環 境 保 全 課
都 城 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	環 境 業 務 課	維 持 管 理 課
延 岡 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	ク リ ー ン セ ン タ ー	生 活 環 境 課 ・ 文 化 課 ・ 街 路 公 園 課
日 南 市	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	清 掃 事 務 所	企 画 課 ・ 商 工 観 光 課
小 林 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課
日 向 市	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課
串 間 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課
西 都 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	農 林 課 ・ 活 性 化 推 進 室
え び の 市	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	観 光 商 工 課
清 武 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課
田 野 町	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課	健 康 づ く り 課
佐 土 原 町	環 境 課	環 境 課	環 境 課	環 境 課
北 郷 町	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	商 工 観 光 課
南 郷 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	総 務 課
三 股 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	農 林 振 興 課
山 之 口 町	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	総 務 課
高 城 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	農 林 振 興 課
山 田 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課
高 崎 町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	農 業 振 興 課
高 原 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	産 業 振 興 課
野 尻 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	畜 産 林 務 課
須 木 村	住 民 課	住 民 課	住 民 課	農 林 課

部 門 市町村	環 境 一 般	公 害	廢 棄 物	自 然 保 護
高 岡 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	農 林 振 興 課
国 富 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課
綾 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	企 画 財 政 課
高 鍋 町	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	環 境 整 備 課	企 画 商 工 課
新 富 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
西 米 良 村	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	農 林 課
木 城 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	産 業 課
川 南 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
都 農 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
門 川 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
東 郷 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
南 郷 村	住 民 課	住 民 課	住 民 課	企 画 觀 光 課
西 郷 村	福 祉 課	福 祉 課	福 祉 課	建 設 課・企 画 課
北 郷 村	健 康 福 祉 課	健 康 福 祉 課	健 康 福 祉 課	林 業 振 興 課
北 方 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	企 画 開 発 課
北 川 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	企 画 課
北 浦 町	町 民 課	町 民 課	町 民 課	企 画 觀 光 課
諸 塚 村	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	産 業 課
椎 葉 村	村 民 生 活 課	村 民 生 活 課	村 民 生 活 課	企 画 觀 光 課
高 千 穂 町	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	町 民 生 活 課	商 工 觀 光 課
日 之 影 町	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	町 民 福 祉 課	企 画 開 発 課
五ヶ瀬 町	福 祉 課	福 祉 課	福 祉 課	企 画 商 工 課

2 宮崎県の環境行政のあゆみ

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 9. 3		霧島、国立公園に指定
25. 7		温泉審議会設置
27. 2		油津港重要港湾に指定
27. 4		細島臨海工業地帯造成事業に着手
28. 4		宮崎県公園に関する条例制定
30. 6		日南海岸、国定公園に指定
33. 9		県定公園の指定（祖母傾、尾鈴、母智丘、関之尾、西都原、杉安、南北浦海岸）
36. 3		県定公園の指定（鱈塚）
36. 4		宮崎県立自然公園条例制定（宮崎県公園に関する条例は廃止、既指定公園はこの条例による県立自然公園となる）
36.10		第1次鳥獣保護事業計画策定（39. 4～42. 3）
38. 4		県立自然公園指定（日向美々津海岸）
38.11	でん粉廃水対策連絡協議会設置	
39. 1		日向・延岡地区、新産都市に指定
39. 3		霧島屋久国立公園名称改称（錦江湾及び屋久島地区が追加）
39.12	企画開発部企画課に公害担当職員を置く。	県鳥「コシジロヤマドリ」県花「ハマユウ」 県旗決定
40. 3		祖母傾山、国定公園に指定
40. 4	でん粉廃水対策審議会設置条例制定	
41. 8	公害問題連絡協議会設置	第2次鳥獣保護事業計画の策定（42. 4～47. 3）
41. 9		県木「フェニックス」決定
41.12		県立自然公園指定（市房、矢岳高原）
42. 7	企画開発部に県民生活課を新設し、公害対策主幹を置く。	
43.12	公害対策審議会設置（でん粉廃水対策審議会設置条例廃止）	
44. 4	衛生部環境衛生課に公害担当職員を置く。	沿道修景美化条例制定
44. 8	衛生部に「公害課」を新設 （県民生活課の公害対策主幹を廃止）	
44.10	公害防止条例制定（45.3施行）	
45. 3	騒音規制法に基づく地域指定（延岡市、宮崎市、都城市）及び規制基準の設定 （47. 7 廃止）	
45. 5	公害行政連絡会議設置	
45. 7		日南海岸国定公園中に海中公園地区を指定
45. 9	公害対策本部設置 延岡地区の大気汚染緊急時対策要綱制定、 水域の環境基準の類型指定（閣議決定、五ヶ瀬川水域） 公害紛争処理条例制定	
45.11	公害審査会設置	
45.12		土地利用対策協議会設置
46. 3	水質審議会設置	
46. 8	衛生部を環境保健部とし、環境長を置き、 環境保全課と公害センターを新設	
46.10	宮崎県環境保全行政総合調整規程制定 養豚に起因する環境汚染防止対策要綱制定	第3次鳥獣保護事業計画の策定（47. 4～52. 3）
46.11	土呂久鉱山の鉱害問題を提起される。	
46.12		（新大隅開発計画第1次試案公表される）
47. 1	土呂久地区社会医学的調査専門委員会設置	
47. 2		一ツ瀬川長期濁水専門委員会設置

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 47. 4	延岡地区大気汚染テレメーターシステム設置	
47. 6		産業廃棄物実態調査実施
47. 7	土呂久地区の鉱害に係る社会医学的調査結果の発表 土呂久鉱山の鉱害問題に対する行政上の措置公表 騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（9市20町）	
47. 8	土呂久鉱山に係る健康被害の緊急医療救済措置要綱を制定 土呂久鉱山健康被害者、上記要綱により認定（7名）	
47. 9	「浜川流路改善事業」着手（47～52年度） （公害防止事業費事業者負担法適用事業） 大淀川柏田水質自動監視所設置	一ツ瀬川長期濁水専門委員会の中間報告
47.12	土呂久鉱害による健康被害者に知事あっせんによる補償（第1次あっせん7名、総額1,680万円）	
48. 1	水域の環境基準類型指定（大淀川、清武川及び広渡川水域並びに広渡川河口海域）	
48. 2	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づき土呂久地区を地域指定	自然保護推進員（1,500名）依頼（第1期）
48. 3	上乗せ排水基準の設定（五ヶ瀬川水域） 財団法人宮崎県公害防止管理協会設立	「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」制定
48. 4	油津港公害防止計画事業着手（48～50年度）	自然環境保全審議会設置（県立自然公園審議会、鳥獣審議会、沿道修景美化審議会吸収合併） 全国植樹祭（霧島山 夷守台） （4月8日を「みどりの日」に定める）
48. 6		御池野鳥の森開設 自然環境保全基礎調査（みどりの国勢調査）実施
48. 7	地区公害対策連絡協議会設置 土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（4名）	
48.10		ごみ一掃県民総ぐるみ運動実施
48.11	土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（1名）	赤外線カラー航空写真による植生調査の実施（48～49年度）
48.12		宮崎県における自然環境の保護と創出に関する基本方針を定める。
49. 1	畜舎の環境汚染防止指導実務指針策定	
49. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による認定（13名） 土呂久鉱害による健康被害者に知事あっせんによる補償（第2次あっせん5名、総額1,110万円）	日豊海岸、国定公園に指定（日向美々津海岸 県立公園廃止） 同公園に海中公園地区を指定
49. 3		近隣共同緑地計画第1号認定（都城市、高野）
49. 4	水域の環境基準類型指定（小丸川、一ツ瀬川、福島川、大淀川及び日南海岸地先水域） 第7次公害防止計画策定予定地域基礎調査実施（日向・延岡地域）	「県民選好度調査」着手（49～51年）

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 49. 7		色彩判断基準策定研究会設置（49・50・52年）
49. 9	公害健康被害補償法の施行 公害健康被害認定審査会設置 悪臭規制地域の指定及び規制基準の基本方針を定める。	
49.10	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（23名）	
49.12	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の認定（9市1町） 土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第3次あっせん10名、総額2,720万円）	
50. 1		みどりの少年団第1号結成（日之影町）
50. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第2期） （新大隅開発計画第2次試案骨子公表される）
50. 3	一ツ瀬川長期濁水に係る補償調印（補償総額91,549,500円）	宮崎県土地利用基本計画策定 産業廃棄物処理計画策定（昭和47～55年） 新大隅開発計画（試案）調査検討委員会設置 全国野鳥保護のつどい開催（えびの高原）
50. 5	土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第4次あっせん23名、総額6,920万円）	
50. 7	日向・延岡地域、第7次公害防止計画地域として計画策定が指示される。	
50. 8		みどりの基準研究開発協議会設置（50～52年）
50. 9	岩戸川流域（東岸寺地区）農用地土壌汚染防止対策地域に指定	
51. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（38名）	
51. 4	騒音規制法に基づく地域指定の一部変更（東郷町を新規指定）	
51. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（10名） 騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（東郷町）	
51. 6		森谷観音（北川町）、大斗滝（西郷村） 緑地環境保全地域に指定 （新大隅開発計画第2次試案公表）
51. 9		し尿浄化槽指導要領策定
51.10	土呂久鉱害健康被害者に知事あっせんによる補償（第5次あっせん37名、総額13,030万円）	第4次鳥獣保護事業計画の策定（52.4～57.3）
51.11	岩戸川流域（東岸寺地区）農用地土壌汚染防止対策計画策定	
51.12		檜葉（南郷村）、掃部岳北部（西米良村）を自然環境保全地域に指定 新大隅開発計画（試案）調査検討委員会環境専門部会設置
52. 1	日向・延岡地域、第7次公害防止計画地域に指定	
52. 2	水域の環境基準類型指定（五ヶ瀬川、五十鈴川、塩見川、耳川、尾末湾、日豊海岸地先及び日南海岸地先水域）	自然保護推進員（1,500名）依頼（第3期）
52. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 52. 5	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定（10町） 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（7名）	
52. 7		国土利用計画宮崎県計画策定
52.12	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	
53. 1	宮崎空港拡張に伴う環境保全問題について環境保全対策連絡調整会議開催	
53. 3	悪臭防止法に基づく規制基準の一部改正（悪臭3物質追加）	三之宮峡（小林市）緑地環境保全地域に指定（新大隅開発計画に係る環境アセスメント公表）
53. 3	振動規制地域の指定及び規制基準設定の基本方針を定める。 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（9市1町）	鹿児島県の新大隅開発計画に係る環境アセスメントに対する問題点を公表
53. 4		「みどりの基準」作成公表
53. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（2名）	
53. 6	県南地域大気、水質環境予測調査着手	
53. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（3名、うち2名は県単要綱による被認定者）	
53.10	大気汚染監視車「みどり2号」設置 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（6名）	
53.11	騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定（2町）	
54. 2	大気汚染監視テレメーターシステム開発プロジェクトチーム設置 悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定（3町）	自然保護推進員（1,500名）依頼（第4期）
54. 4	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（8名） 水域の環境基準類型指定（川内川、日南海岸地先海域）	緑地保全樹木の指定
54. 6	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定	
54. 8	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定（7町）	
54. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（3名）	
54.12	農用地土壌汚染防止対策地域の指定（岩戸川流域土呂久地区） 大淀川上乘せ排水基準の設定について水質審議会へ諮問	
55. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（8名）	
55. 3		宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩について（色彩判断基準）公表 亜熱帯ベルトパーク構想公表
55. 4	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定（国富町）	
55. 5	宮崎県合成洗剤対策推進要綱制定 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
昭 55. 9	騒音に係る環境基準の類型指定（宮崎市、延岡市、都城市）	
55.10	岩戸川流域土呂久地区農用地土壌汚染防止対策計画策定	
55.11	第39回全国公害行政協議会、宮崎県で開催	新大隅開発計画に関する覚書を鹿児島県と締結
55.12	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の制定（14町）	
56. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第5期）
56. 3	日向・延岡地域公害防止計画の延長計画（56～60年度）の承認を受ける。	
56. 5	水域の環境基準類型指定（北浦湾）	
56. 7	上乘せ排水基準の設定（大淀川上流域）	
56. 9	志布志湾地域環境保全行政連絡協議会を設置	
56.10		第5次鳥獣保護事業計画の策定（57～61年度）
57. 1	大気汚染中央監視局開局	
57. 2	宮崎県空き缶等問題懇話会設置 宮崎県公害防止条例一部改正 （深夜営業騒音規制追加）	産業廃棄物処理計画策定（昭56～平2年度）
57. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（4名）	
57. 4		長谷観音（西都市）緑地環境保全地域に指定
57. 5		九州中央山地、国定公園に指定
57. 6	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	
57.11	全国大気汚染学会、宮崎開催	
58. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第6期）
58. 6	水域の環境基準類型指定（石並川、名貫川）	
59. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	
59. 4		し尿浄化槽指導要領改正
59. 7	宮崎県公害紛争処理条例一部改正	
59. 9	騒音に係る環境基準の類型指定（日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市）	霧島屋久国立公園（霧島地区）指定50周年記念式典
60. 2		自然保護推進員（1,500名）依頼（第7期）
60. 3	航空機騒音に係る環境基準の類型指定（宮崎市、清武町、新富町、西都市、佐土原町）	宮崎県空き缶等の散乱の防止等に関する要綱の制定 宮崎県生活雑排水対策の推進に関する要綱の制定
60. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	国設霧島鳥獣保護区管理棟開設（環境庁） （御池野鳥の森）
60. 9		霧島屋久国立公園（霧島地区）の公園計画の変更等（公示）
60.10		宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の制定
60.11		国際森林年記念行事（第1回林業フェスティバル開催）
61. 1	水質審議会を公害対策審議会に統合	
61. 3	公害対策本部廃止	
61. 4	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償法による認定（1名）	

年月	公害関係事項	自然環境その他関連事項
昭 61.10		浄化槽指導要領改正
62. 1	日向・延岡地区公害防止計画延長計画 (昭61～平2年度)の承認を受ける	
62. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第8期) 第6次鳥獣保護事業計画の策定 (昭62.4～平4.3)
62. 3	騒音に係る環境基準の類型指定(佐土原町、 高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、北 川町)	宮崎県南部地域環境利用ガイド作成
62. 4	水域の環境基準類型指定(亀崎川、鳴子川)	
62. 6		宮崎県有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付 要綱制定
63. 1	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害補償 法による認定(2名)	
63. 2		地域環境教育カリキュラム策定調査書作成
63. 3		第二次産業廃棄物処理計画(改訂計画)策定 (昭56～平成2年度)
63.11	大気汚染移動監視車「みどり号」が(財) 日本宝くじ協会から寄贈される	
平 元. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第9期)
元. 4		巨樹・巨木林調査中間報告
元. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定(1名)	
元. 7		ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導 要綱制定
元.11		ツキノワグマ捕獲禁止措置 宮崎県合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交 付要綱制定
2. 3		感染性廃棄物の適正処理指針の策定 宮崎県環境保全基金条例の制定
2. 9		日南海岸国定公園区域及び公園計画の変更
2.10		宮崎県温泉保護対策指導要綱の制定
3. 1	宮崎県河川浄化対策連絡会議を設置	環境庁によるレイシガイダマシ(サンゴを食害 する貝)緊急調査実施
3. 2		自然保護推進員(1,500名)依頼(第10期)
3. 3	宮崎県大気汚染常時監視網再編成 (平成元年度、2年度)事業完了	
3. 4	悪臭物質の規制基準の設定	県発注工事に係るマニフェストシステムの導入
3. 5	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定 (1名、県単要綱による被認定者)	(社)宮崎県産業廃棄物協会設立許可
3. 7		祖母傾県立公園計画の変更
3. 8	都城市、三股町の一部地域を「生活排水 対策重点地域」に指定	宮崎県環境情報センターを設置
3. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の 補償等に関する法律による認定(1名)	
3.11		宮崎県ごみ対策協議会設立
4. 3		第7次鳥獣保護事業計画の策定(平成4～8年度) 第三次宮崎県産業廃棄物処理計画策定 (平成3～12年度)
4. 3	日向・延岡地域公害防止計画承認 (計画期間平成3年度～7年度)	
4. 4	水域の環境基準類型指定(三ヶ所川、網 の瀬川、曾木川、都農川、平田川、加江 田川)	宮崎県環境影響評価要綱制定

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
平 4.10		宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱策定 宮崎県環境影響評価要綱施行
5. 1		日豊海岸国定公園区域及び公園計画の変更
5. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（3名）	自然保護推進員(1,500名)依頼（第11期）
5. 3		「宮崎の名水」の選定（21件）
5. 3	県下全市町村で「生活排水対策総合基本計画」策定	
5. 4	水域の環境基準類型指定（細見川、石崎川）	廃棄物監視員制度を発足（3名）
5.10	窒素又は燐が海洋植物プランクトンに著しい増殖をもたらすおそれがある海域として尾末湾を指定	
6. 2	「宮崎県生活排水対策総合基本計画」策定	
6. 3	大気汚染常時監視テレメーターシステムの更新	「公共関与による産業廃棄物処理施設整備の在り方について」の提言
6. 4	水域の環境基準類型指定（細田川）	
6. 7	公害対策審議会廃止	
6. 8		宮崎県環境審議会設置
7. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（4名）	宮崎県廃棄物減量化推進基本計画の策定 財団法人宮崎県環境整備公社の設置
7. 4	水域の環境基準類型指定（石氷川、萩原川、日之影川） 悪臭物質の規制基準の設定	「宮崎県空き缶等のごみ散乱防止条例」施行
7.10		宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱施行
7.12		一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会設立
8. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（4名）	
8. 4	水域の環境基準類型指定（三名川、谷之木川、炭床川、花の木川）	「宮崎県環境基本条例」施行 宮崎県産業廃棄物適正処理指導要綱改正 宮崎県フロン対策推進協議会設立
8.10		
9. 2	延岡地域公害防止計画承認（計画期間：平成8年度～平成12年度）	
9. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名） （財）宮崎県公害防止管理協会が（財）宮崎県環境科学協会に改称	宮崎県環境基本計画策定 第三次宮崎県産業廃棄物処理計画（改訂計画）策定（平成9年～12年）
9. 4	水域の環境基準類型指定（城の下川）	
9. 5	宮崎県生活雑排水対策の推進に関する要綱の改正	
9. 9	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（1名）	
10. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名） 「宮崎県生活排水対策総合基本計画」（改訂計画）策定	ひむかのくに環境保全推進県民会議発足 宮崎県地球温暖化対策地域推進計画策定 日南海岸国定公園の公園計画の変更 一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の中間報告 浄化槽指導要領改正 環境保全の森林協議会設立 宮崎県環境審査会設置
10. 4		
10. 5		
11. 2	大気環境測定車「さわやか号」が（財）日本宝くじ協会から寄贈される	
11. 3	宮崎県公害防止条例一部改正（燃烧不適物の屋外燃焼行為規制追加） 土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補償等に関する法律による認定（2名）	「宮崎県環境保全率先実行行動計画」策定 一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会が「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」を策定 環境保全の森林協議会が「環境保全の森林整備計画書」を策定 「宮崎県ごみ処理広域化計画」策定 自然保護推進員(1,500名)依頼（第13期）

年 月	公 害 関 係 事 項	自 然 環 境 そ の 他 関 連 事 項
平 11. 5		一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構設立
11.11	県、延岡市、日向市、門川町、旭化成で、 新たな公害防止協定を締結した。	
12. 2		宮崎県庁環境マネジメントシステム運用開始
12. 3	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補 償等に関する法律による認定（1名）	「宮崎県環境影響評価条例」制定 ISO14001予備審査受審 宮崎県版レッドデータブックの発行 母智丘関之尾県立自然公園区域及び公園計画の 変更 西都原杉安峡県立自然公園区域及び公園計画の 変更 日南海岸国定公園管理計画の策定 第8次鳥獣保護事業計画の改定 ISO14001認証取得
12. 6		宮崎県地球温暖化対策実行計画の策定
12.10		宮崎県特定鳥獣保護管理計画の策定 宮崎県環境影響評価専門委員会設置
12.12		
13. 2	土呂久鉱害健康被害者、公害健康被害の補 償等に関する法律による認定（2名）	
13. 3		宮崎県環境基本計画（改訂計画）の策定 宮崎県環境学習基本指針の策定 日豊海岸国定公園管理計画の策定
14. 3	「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計 画」策定	ノカイドウ保存管理計画の策定 第9次鳥獣保護事業計画の策定 「宮崎県廃棄物処理計画」策定

3 市町村の環境関係条例制定状況

(平成14年4月1日現在)

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
宮 崎 市	宮崎市文化財保護条例	45. 3.30	45. 4. 1
	宮崎市公害防止条例	47.10.16	48. 4.15
	宮崎市郷土の名木条例	48. 3.31	48. 4. 1
	あき地に放置された雑草又は枯れ草の除去に関する条例	49. 3.30	49. 3.30
	宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	5.10. 6	5.12. 1
	宮崎市河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	宮崎市都市景観条例	2. 3.29	2. 4. 1
	宮崎市環境基本条例	9 3.27	9. 4. 1
都 城 市	都城市水と緑のふるさと基金条例	6. 3.28	6. 4. 1
	都城市河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	都城市環境保全条例	6. 3.28	8. 3.27
	都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.27	7.10. 1
	都城市環境基本条例	13. 3.29	13. 4. 1
延 岡 市	延岡市緑化美化推進条例	48. 7.12	48. 7.12
	延岡市文化財保護条例	51.10.12	51.10.12
	延岡市生活環境保護条例	58. 3.25	58. 9. 1
	延岡市空き缶等散乱防止条例	6. 6.28	6. 7. 1
	延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.29	7. 4. 1
	延岡市都市景観条例	7. 3.29	8. 4. 1
	延岡市環境基本条例	11. 3.29	11. 4. 1
日 南 市	日南市文化財保護条例	43. 4. 1	43. 4. 1
	日南市公害防止条例	47. 6.29	47.12.28
	日南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47.10.18	48. 9. 1
	空き地に放置された雑草又は枯れ草の除去に関する条例	50. 3.31	50. 4. 1
	日南市伝統的建造物群保存地区保存条例	51.12.27	52. 1. 1
	日南市空き缶等散乱防止に関する条例	6.12.26	7. 4. 1
	日南市環境基本条例	12. 9.28	13. 4. 1
小 林 市	小林市都市公園条例	51.10. 4	51.11.10
	小林市民の生活環境を守る条例	58. 6.24	58. 6.24
	小林市埴保護条例	4.10. 1	4.10. 1
	小林市廃棄物減量等推進審議会条例	5. 4. 1	7. 4. 1
	小林市河川をきれいにする条例	6. 3.31	6. 7. 1
	小林市空き缶等散乱防止に関する条例	6. 3.31	6. 7. 1
	小林市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例	8. 3.29	8. 4. 1
	小林市環境基本条例	11. 9.30	12. 4. 1
日 向 市	日向市公害防止条例	47. 3.30	47.10. 1
	日向市民の環境と自然を守る条例	49. 3.28	49.11.30
	日向市空き缶等散乱防止に関する条例	6. 3.23	6. 7. 1
	日向市文化財保護条例	42. 9.25	42.10. 1
	日向市伝統的建造物保存地区保存条例	61. 3. 1	61. 4. 1
	日向市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 3.30	47. 7. 1
串 間 市	串間市文化財保護条例	43. 3.28	43. 4. 1
	串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	9. 9.29	9.10. 1
	串間市環境審議会条例	6. 9.22	6.10. 6
	串間市空き缶等散乱防止に関する条例	6.10. 6	7. 4. 1
西 都 市	西都市文化財保護条例	41. 3.17	41. 4. 1
	西都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7. 3.27	7.10. 1
	西都市環境保全条例	7. 3.27	7.10. 1
	西都市河川をきれいにする条例	9. 3.31	9. 7. 1
	西都市環境基本条例	14. 3.29	14. 4. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
えびの市	文化財保護条例	42. 7. 4	42. 7. 5
	市立公園条例	47.10.16	47.10.16
	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7.10.13	7.10.13
	環境審議会条例	6. 6.30	6. 7. 1
	空き缶等散乱防止に関する条例	6. 7. 1	6.10. 1
清 武 町	清武町生活環境保全条例	56. 3.31	56. 3.31
	清武町空き缶等散乱防止条例	6. 6.30	6. 8. 1
	清武町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	13. 3.29	13. 4. 1
田 野 町	田野町文化財保護条例	48. 6.29	48. 6.29
	田野町空き缶等散乱防止条例	6. 3.18	6. 7. 1
佐 土 原 町	文化財保護条例	40.10. 1	40.10. 2
	佐土原町河川をきれいにする条例	9. 3.21	9. 7. 1
	佐土原町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	10. 3.20	10.10. 1
北 郷 町	北郷町文化財保護条例	47. 3.17	47. 4. 1
	特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	59.12.22	59.12.22
	北郷町の環境をまもる条例	6. 3.23	6. 8. 1
	北郷町環境審議会に関する条例	6. 6.24	6. 8. 1
	北郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	13. 3.16	13. 4. 1
南 郷 町	南郷町文化財保護条例	45. 7.10	45. 7.10
	南郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	48. 3.31	48. 3.31
	南郷町環境審議会条例	6. 9.29	6.10. 3
	南郷町空き缶等散乱防止条例	6. 9.29	7. 1. 1
三 股 町	三股町文化財保護条例	46. 3.23	46. 4. 1
	三股町環境審議会条例	47.12.27	47.12.27
	三股町環境緑化条例	48. 7. 5	48. 7. 5
	三股町樹木等の保存に関する条例	48. 7. 5	48. 7. 5
	三股町空き缶等散乱防止条例	6. 3.28	6. 4. 1
	三股町河川をきれいにする条例	6. 3.28	6. 7. 1
	三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	7.12.25	8. 4. 1
山 之 口 町	山之口町文化財保護条例	48. 9.29	48. 9.29
	山之口町空き缶等散乱防止条例	5.12.24	6. 4. 1
	山之口町の河川をきれいにする条例	6. 3.30	6. 7. 1
高 城 町	高城町文化財保護条例	51. 6.25	51. 7. 1
	高城町普通河川管理条例	元. 3.23	元. 4. 1
	高城町の河川をきれいにする条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高城町空き缶等散乱防止条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高城町環境対策審議会条例	6. 9.20	6. 9.20
	高城町空き地等の管理に関する条例	11. 3. 8	11. 4. 1
山 田 町	山田町文化財保護条例	48. 7.13	48. 7.13
	山田町の河川をきれいにする条例	6. 3.25	6. 7. 1
	山田町空き缶等散乱防止条例	6. 3.25	6. 9. 1
高 崎 町	高崎町文化財保護条例	48. 3.28	48. 3.28
	高崎町河川をきれいにする条例	6. 6.28	6. 7. 1
	高崎町空き缶等散乱防止条例	6. 6.28	6. 7. 1
	高崎町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	9. 3.28	9. 4. 1
高 原 町	高原町文化財保護条例	43. 6.29	43. 6.29
	高原町河川愛護条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高原町環境保全条例	6. 4. 1	6. 7. 1
	高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	11. 3.31	11. 4. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
野 尻 町	野尻町文化財保護条例	49. 3.15	49. 3. 1
	特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	58. 6.21	58. 6.21
	野尻町河川愛護条例	6. 3.22	6. 7. 1
	野尻町環境保全条例	6. 3.22	6. 7. 1
	野尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	11. 3.24	11. 4. 1
須 木 村	須木村文化財保護条例	57. 4. 1	57. 4.12
	須木村河川をきれいにする条例	6. 7. 1	6. 7. 1
	須木村環境保全条例	6. 7. 1	6. 7. 1
高 岡 町	高岡町文化財保護条例	47. 3.15	47. 4. 1
	高岡町美しいふるさとづくり条例	4.10. 8	4.10. 8
	高岡町河川をきれいにする条例	6. 3.30	6. 7. 1
	高岡町空き缶等散乱防止条例	6.10.11	6.12. 1
国 富 町	国富町文化財保護条例	48. 3.26	48. 4. 1
	国富町河川をきれいにする条例	6. 3.23	6. 7. 1
	国富町空き缶等散乱防止条例	6. 9.30	6. 9.30
綾 町	綾町文化財保護条例	49. 3.28	49. 4. 1
	綾町の自然を守る条例	50. 3.28	50. 3.28
	綾町河川をきれいにする条例	6. 3.31	6. 7. 1
	綾町空き缶等散乱防止条例	6.10. 5	7. 1. 1
高 鍋 町	高鍋町文化財保護条例	41. 3.24	41. 4. 1
	高鍋町公害防止条例	46.12.24	47. 6.23
	高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47.12.22	48. 4. 1
	高鍋町環境美化条例	6. 4. 1	6. 7. 1
新 富 町	新富町文化財保護条例	43. 3.30	43. 4. 1
	新富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 6.30	47. 7. 1
	新富町緑化推進条例	48. 3.20	48. 3.20
	新富町環境審議会条例	48. 6.30	48. 6.30
	新富町の環境をまもる条例	6. 3.25	6.10. 1
	新富町河川をきれいにする条例	9. 3.28	9. 7. 1
西 米 良 村	西米良村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	50. 6.30	50. 6.30
	西米良村文化財保護条例	57.10. 1	57.10. 1
	西米良村の環境をよくする条例	5.12.28	5.12.28
	西米良村河川をきれいにする条例	9. 3.17	9. 7. 1
木 城 町	木城町文化財保護条例	46.12.23	46.12.23
	木城町廃棄物の処理および清掃に関する条例	61.12.23	61.12.23
	木城町の環境をよくする条例	5. 3.23	5. 4. 1
川 南 町	川南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47. 9.25	47.10. 1
	川南町公害防止条例	48.10. 6	49. 4. 1
	川南町文化財保護条例	48.12.25	48.12.25
	川南町の環境をまもる条例	6. 3.30	6. 7. 1
都 農 町	都農町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	48. 3.26	48. 4. 1
	都農町文化財保護条例	58.10. 4	58.10.15
	都農町生活環境保護条例	60. 9.14	61. 4. 1
	都農町の環境をまもる条例	6. 3. 2	6. 7. 1
門 川 町	門川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	37. 9.24	37.10. 1
	門川町公害防止条例	47. 3.29	47. 9.25
	門川町生活環境保全条例	56. 9.26	57. 4. 1
	門川町空き缶等散乱防止条例	6. 3.15	6. 7. 1

市 町 村	条 例 の 名 称	制定年月日	施行年月日
東 郷 町	東郷町文化財保護条例 東郷町民の生活環境と自然をまもる条例 東郷町空き缶等散乱防止に関する条例	41. 3.25 元. 7. 6 6. 3.31	41. 3.25 元.12. 1 6. 7. 1
南 郷 村	南郷村文化財保護条例 南郷村農業廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 南郷村空き缶等散乱防止に関する条例 南郷村廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	45. 9.25 56. 3.20 6. 3.24 12. 3.21	45.10. 1 56. 3.20 6. 7. 1 12. 4. 1
西 郷 村	西郷村文化財保護条例 西郷村空き缶等散乱防止に関する条例	47.12.20 6. 4. 1	47.12.20 6. 7. 1
北 郷 村	北郷村文化財保護条例 北郷村空き缶等散乱防止に関する条例	61. 3.27 6. 4. 1	61. 4. 1 6. 7. 1
北 方 町	北方町文化財保護条例 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北方町生活環境保護条例 北方町空き缶等散乱防止に関する条例	53. 3.31 55. 3.18 59. 3.13 6. 3.17	53. 4. 1 55. 4. 1 59. 4. 1 6. 7. 1
北 川 町	北川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北川町生活環境保護条例 北川町の環境をきれいにする条例	59. 3.14 56. 3.13 6. 3.16	59. 4. 1 56. 4. 1 6. 7. 1
北 浦 町	北浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北浦町生活環境保護条例 北浦町空き缶等散乱防止条例	53. 3.16 59. 3.14 6. 1. 4	53. 4. 1 59. 4. 1 6. 4. 1
諸 塚 村	諸塚村自然環境保護条例 諸塚村空き缶等散乱防止に関する条例	49. 3.20 6. 3.16	49. 8. 1 6. 7. 1
椎 葉 村	椎葉村文化財保護条例 椎葉村空き缶等散乱防止に関する条例 椎葉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	41. 9.14 6. 3.11 9. 3.13	41.10. 1 6. 7. 1 9. 4. 1
高 千 穂 町	高千穂町文化財保護条例 高千穂町自然保護条例 高千穂町生活環境保護条例 高千穂町の美観保護及び美化推進に関する条例	40. 7.15 47.10.11 58. 4. 1 6. 9.28	40. 8. 1 48. 4. 1 58. 4. 1 6. 9.28
日 之 影 町	日之影町文化財保護条例 日之影町自然保護条例 日之影町生活環境保護条例 日之影町の美観保護及び美化推進に関する条例	50. 3.20 50. 3.20 58. 7.15 6. 9.30	50. 4. 1 52. 3.31 58. 7.15 6.10. 3
五 ヶ 瀬 町	五ヶ瀬町文化財保護条例 五ヶ瀬町生活環境保護条例 五ヶ瀬町の美観保護及び美化推進に関する条例	40.10.26 59. 6.27 6. 9.22	40.11. 1 59. 6.27 6. 9.22

4 大気汚染に係る環境基準等

(1) 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
<p>備考</p> <p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除きます。）をいいます。</p>					

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	同左	同左	同左

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しません。

(2) 環境基準による大気汚染の評価方法

ア 二酸化硫黄等（昭和48年6月12日付環大企第143号(要約)）

(ア) 短期的評価

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含みます。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としません。

(イ) 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断する上からは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要ですが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により評価を実施します。

1日平均値である測定値（ア）の評価対象としない測定値は除きます。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行います。

ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行いません。

イ 二酸化窒素（昭和53年7月17日付環大企第262号(要約)）

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとの年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」といいます。）によって行います。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし異常と思われる1時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含みます。）が4時間を超える測定日の1日平均値は用いません。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしません。

ウ ベンゼン等（平成9年2月12日付環大企第37号(要約)）

ベンゼン等の大気環境濃度の状態を環境基準に照らして評価する場合は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行います。

なお、経年変化を把握することが重要であることから、1回の測定で得られた測定値と1年平均値として定められている環境基準の数値とを比較することは不適當です。

(3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあります。
測定方法	水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ法(直接測定法)

「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指します。

5 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付表(以下「付表」という。)1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)付表(以下「付表」という。)1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅	0.04mg/L以下	付表2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	-	付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	-	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	-	規格62.2に定める方法又は付表6に掲げる方法

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - ” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - ” 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - ” 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 海域
(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオ 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考

基準値は、日間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2に定める方法又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

6 環境基準の類型指定の状況

(平成14年4月現在)

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日	
五	北川下流(川島橋より下流)	B	イ	昭和45年 9月1日 (閣議決定)	
	祝子川下流(粟野名堰より下流)	B	イ		
	五ヶ瀬川下流(1)(亀井橋から大瀬川合流点まで)	B	ロ		
	五ヶ瀬川下流(2)(大瀬川合流点より下流)	A	イ		
	大瀬川下流(大瀬橋より下流)	A	イ		
	沖田川下流(沖田橋より下流)	D	イ		
	浜 川(全域)	E	ロ		
ヶ	浜川河口海域(甲)(別記(1)の水域)	海域C	イ		
	浜川河口海域(乙)(別記(2)の水域)	海域B	イ		
	五ヶ瀬川河口海域(別記(3)の水域)	海域B	イ		
	延岡湾(浜川河口海域(甲)、浜川河口海域(乙)および五ヶ瀬川河口海域に係る海域を除く延岡湾)	海域A	イ		
瀬	北川上流(川島橋より上流。北川の上流に流入する小川、大内谷川等の河川を含む。)	A	イ	昭和52年 2月25日	
	岩戸川(岩戸川に流入する土呂久川等の河川を含む。)	AA	イ		
	五ヶ瀬川上流(亀井橋より上流)	A	イ		
	大瀬川上流(大瀬橋より上流)	A	イ		
川	祝子川上流(桑平橋より上流。祝子川の上流に流入する松山谷川等の河川を含む。)	AA	イ	昭和58年 6月1日	
	祝子川中流(桑平橋より粟野名堰まで)	A	イ		
水 系	三ヶ所川(五ヶ瀬川合流点まで。三ヶ所川に流入する小谷川等の河川を含む。)	A	イ	平成4年 4月1日	
	綱の瀬川(五ヶ瀬川合流点まで。綱の瀬川に流入する猪の内谷川等の河川を含む。)	AA	イ		
	曾木川(五ヶ瀬川合流点まで。曾木川に流入する大保下川等の河川を含む。)	AA	イ		
	細見川(細見川に流入する西の小谷川等の河川を含む。)	AA	イ		平成5年 4月1日
	日之影川(日之影川に流入する河川を含む。)	AA	イ		平成7年 4月1日
日地 豊先 海水 岸域	日豊海岸国定公園地先海域(浦城湾を含む。)	海域A	イ	昭和52年 2月25日	
	北浦湾(北浦湾のうち日豊海岸国定公園を除く海域)	海域A	イ	昭和56年 5月15日	

水 域		該 当 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日
尾 末 湾 水 域	細島港（甲）（余島防波堤（計画されているものを含む。）、同防波堤北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域 B	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
	細島港（乙）（細島検潮所と日向市大字日知屋5552-337番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域 B	イ	
	尾末湾（細島港（甲）、細島港（乙）、門川漁港及び日豊海岸国定公園地先海域に係る海域を除く尾末湾）	海域 A	イ	
鳴子川 水 系	鳴子川（鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。）	A	□	昭和 6 2 年 4 月 1 日
五十鈴 川水 系	五十鈴川（五十鈴川に流入する津々良川、三ツ瀬川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
亀崎川 水 系	亀崎川（新開橋より上流）	E	ハ	昭和 6 2 年 4 月 1 日
塩見川 水 系	塩見川	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
耳川 水 系	耳川（耳川に流入する十根川、坪谷川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
石並川 水 系	石並川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
都農川 水 系	都農川（都農川に流入する上町川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
名貫川 水 系	名貫川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
平田川 水 系	平田川（平田川に流入する黒鯛川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
小 丸 川 水 系	小丸川上流（高城橋より上流。小丸川上流に流入する渡川、又江の原川等の河川を含む。）	A A	□	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	小丸川下流（高城橋より下流。小丸川下流に流入する切原川、鳴野川等の河川（宮田川を除く。）を含む。）	A	イ	
	宮田川上流（古港橋より上流。宮田川上流に流入する河川を含む。）	A	□	
	宮田川下流（古港橋より小丸川合流点まで。宮田川下流に流入する河川を含む。）	B	ハ	
一 ツ 瀬 川 水 系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	A A	□	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	□	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	B	ハ	

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
一ツ瀬川水系	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	A A	イ	昭和49年 4月30日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	
石崎川水系	石崎川（石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む。）	B	イ	平成 5年 4月 1日
大淀川水系	大淀川上流（岳下橋より上流）	A	ロ	昭和48年 1月20日
	大淀川中流（岳下橋より高崎川合流点まで）	B	ロ	
	大淀川下流（高崎川合流点より下流（左岸入江を除く。））	A	ロ	
	庄内川上流（関之尾滝より上流）	A A	イ	
	庄内川下流（関之尾滝より下流）	A	ロ	
	丸谷川上流（渡司川合流点より上流）	A A	イ	
	丸谷川下流（渡司川合流点より下流）	A	ロ	
	渡司川	A A	イ	
	高崎川上流（湯之元川合流点より上流）	A A	イ	
	高崎川下流（湯之元川合流点より下流）	A	ロ	
	沖水川上流（三股橋より上流）	A A	イ	
	沖水川下流（三股橋より下流）	A	ロ	
	東岳川上流（山之口橋より上流）	A A	イ	
	東岳川下流（山之口橋より下流）	A	ロ	
	岩瀬川	A	ロ	
	境川	A A	イ	
	浦之名川	A A	イ	
	綾北川上流（湯之谷川合流点より上流）	A A	イ	
	綾北川下流（湯之谷川合流点より下流）	A	ロ	
	本庄川上流（上畑橋より上流）	A A	イ	
本庄川下流（上畑橋より下流）	A	ロ		
深年川	A	ロ		
水	辻の堂川	A	ロ	昭和49年 4月30日
	石氷川（石氷川に流入する真方川、種子田川及び巣ノ浦川を含む。）	A	イ	平成 7年 4月 1日
萩原川（萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。）	A	イ		
系	三名川（三名川に流入する仮ヤ原川、北俣川及び永山川を含む。）	A A	イ	平成 8年 4月 1日
	谷之木川（谷之木川に流入する河川を含む。）	A A	イ	
	炭床川（炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。）	A	イ	
	花の木川（花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。）	A	イ	
	城の下川（城の下川に流入する大沢津川等の河川を含む。）	A	イ	平成 9年 4月 1日

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
川内川 水系	川内川（鹿児島県境より上流。川内川に流入する河川を含む。）	A	イ	昭和54年 4月24日
清武川 水系	清武川上流（正手より上流） 清武川下流（正手より下流）	AA A	イ ロ	昭和48年 1月20日
加江田 川水系	加江田川（加江田川に流入する深田川等の河川を含む。）	AA	イ	平成4年 4月1日
広渡 川 水系	広渡川上流（山澄橋より上流） 広渡川下流（山澄橋から酒谷川合流点まで） 広渡川河口水域（酒谷川合流点から広渡橋まで） 酒谷川上流（本町橋より上流） 酒谷川下流（本町橋より広渡川合流点まで）	AA A B AA A	イ イ ロ イ ロ	昭和48年 1月20日
広渡川 河口 海域	広渡川河口海域（甲）（別記（4）の水域） 広渡川河口海域（乙）（別記（5）の水域） 広渡川河口海域（丙）（別記（6）の水域）	海域C 海域B 海域A	ロ ロ ロ	昭和48年 1月20日
細田川 水系	細田川（細田川に流入する屋根田川、南郷川及び榎原川を含む。）	A	イ	平成6年 4月1日
福島川 水系	福島川上流（赤池滝より上流） 福島川下流（赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川及び西方川を含む。） 大平川上流（末広橋より上流） 大平川下流（末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川及び秋山川を含む。）	AA A AA A	ロ ロ ロ ロ	昭和49年 4月30日
日南海岸 地先水域	日南海岸国定公園区域内の海域（油津港湾区域、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。）	海域A	イ	昭和49年 4月30日
	串間地先海域（鹿児島県との境界から串間市都井岬南端に至る陸岸の地先海域（日南海岸国定公園区域内海域及び福島港湾区域を除く。））	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	油津港（昭和51年12月に決定した油津港港湾改訂計画による東防波堤、同東防波堤西端と同計画による西防波堤東端を結ぶ線、同西防波堤及び陸岸によって囲まれた海域並びに堀川運河）	海域B	イ	昭和54年 4月24日
(別記) (1) 沖田川河口の中央を中心とする半径1,000mの円内の海域 (2) 沖田川河口の中央を中心とする半径2,000mの円内の海域であって、浜川河口の海域(甲)に係る部分を除いたもの (3) 五ヶ瀬川河口右岸導流堤突端を中心とする半径1,000mの円内の海域 (4) 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒の地点を中心として半径800mの円内の海域 (5) 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒の地点を中心として半径1,500mの円内の海域であって、広渡川河口海域(甲)及び油津港湾区域に係る部分を除いた海域 (6) 広渡川河口海域(甲)、広渡川河口海域(乙)及び油津港湾区域を除いた海域				

(注) 達成期間のイ：直ちに達成
ロ：5年以内で可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

宮崎県類型指定図

(平成 14年 4月 1日現在)

凡 例	
河 川	----- AA
	—— A
 B
	未指定 C
	----- D
----- E	
海域については、直接記載 (甲、乙、丙は水域区分です)	

